

入札公告共通事項【総合評価用】

1 入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日の1年前において本巢市建設工事入札参加資格者名簿に登録されており、連続していること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年本巢市訓令甲第19号）に基づく参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から契約締結の日（本巢市議会の議決を要する案件にあつては、本契約締結の日）までの間、受けていないこと。
- (6) 本巢市から、本巢市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該工事の開札の日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 本工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（特定建設工事共同企業体受注の場合、基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、談合等不正な行為とは解さない。

①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更正手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(10) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属会社の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合にあっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(11) 監理技術者にあつては、入札公告において示す建設業の監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を受講した者であること【元請工事における下請予定金額合計が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）の場合のみ】。

(12) 入札公告の事業所の所在地に関する条件に「指定する圏域」と示したときの「圏域」とは、別表に掲げるところによる。

2 入札参加資格確認の申請に関する事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書を電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとするが、附属資料及び技術資料を添付すること。

また、紙入札方式の場合は持参を認めるが、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 入札手続等に関する事項

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができる。

(1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参をし、郵送又は電送による入札は認めない。

(2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人（以下「入札者等」という。）の立ち会いの上行う。

この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会う。

(4) 基準価格を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。なお、基準価格を下回った価格をもって契約をした場合は、主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(5) 適正な入札を執行するため収支等命令者が必要であると認めるときは、入札書等を抽選により選定することがある。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽

選の際に示す。

(6) 入札後の入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料を提出すること。

(7) 確認資料は次により作成すること。

①次のアから順に並べ、袋とじとすること。なお、案件によっては提出不要な書類があるので公告文を熟読し、必要な書類のみ提出すること。

ア 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 建設業許可証明書の写し又は建設業の許可について（通知）の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 公告文の「2 入札参加資格」の「施工実績に関する条件」に示した工事を施工した実績を証明する書類（CORINS 竣工登録工事カルテ受領書の写しか工事請負契約書等（工事請負契約書・工事変更請負契約書、工事概要表）の写し）

オ 本工事に専任で配置する予定の技術者（以下「配置予定技術者」という。）が専任配置を要する他の工事に従事していないことを証明する書類

カ 配置予定技術者について、所定の資格を有することを証明する書類の写し

キ 配置予定技術者について、監理技術者資格者証の写し

ク 配置予定技術者について、監理技術者講習修了証の写し

ケ 配置予定技術者の健康保険被保険者証の写し（被保険者等記号・番号を復元できない程度にマスキングを施すこと。）

コ ウの資料で、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入欄に無と記入のある場合には社会保険加入に係る誓約書

サ 落札候補者と資本関係又は人的関係があるものに関する書類

シ 本工事に係る設計業務等の受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないことを証明する書類

ス 配水管工技能者講習Ⅰ又はⅡを修了した配管技能者（以下、単に「配管技能者」という。）を配置できる旨を証明する書類。

セ 配管技能者について、講習修了証書の写し

ソ 配管技能者について、公告文の「2 入札参加資格」の「その他の条件」に示した工事を施工した実績を証明する書類

タ 「総合評価落札方式に関する技術資料」に係る添付書類

チ その他市長が指示した書類

②その他

ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び資料を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び資料は返却しない。

エ 申請期眼日以降に、原則として申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

オ 資料提出等に関する問い合わせは、入札担当課に照会すること。

(8) 落札者の決定方法

- ア 入札参加者の技術資料による評価項目の達成度を評価し、標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して、評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格×1億の最も高い者を落札候補者とする。また、評価値が標準点（100点）を予定価格で除し1億を乗じた数値を下回らないこと。
- イ 入札後に落札候補者から提出された資料を確認し、その結果、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求める。
- ウ 参加資格要件を満たす落札者候補者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- エ 本巢市契約規則（平成16年本巢市規則第42号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であること。
- オ 地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、落札者を決定しようとする時は、学識経験を有する者の意見を聴く必要があるため、後日落札者を決定し、すべての入札参加者に対して通知する。
- カ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
- キ 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行わない。
- ク 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできない。
- ケ その他入札執行については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び規則に定めるところによる。

(9) 工事費内訳書の提出

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、工事費内訳書の提出にあたっては、次のすべての要件に合致させること。

- ① 工事費内訳書は、資料等とともに電子入札システムに添付したものを使用すること。
ただし、PDFファイル又は自己解凍ファイルに変換することは妨げない。なお、ファイルサイズは1MB以下のものに限る。
- ② 工事費内訳書のファイル名は「工事番号（会社名）」とすること。
- ③ 入札書の金額と工事費内訳書の工事価格（税別）は、一致させること。
- ④ 値引きは、工事価格の端数処理（1万円未満）のみとする。
- ⑤ 工事費内訳書は、入札書とともに電子入札システムにより提出すること。
- ⑥ 工事費内訳書は返却しない。
- ⑦ 入札額が税抜き予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。（入札辞退しても、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではない。）
- ⑧ 紙入札方式の場合は、入札書と工事内訳書は別の封筒に入れ封印・封緘して、入札担当

課まで持参して提出ください。

(10) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 規則第5条第3項により免除

イ 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(11) 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第14条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者とした場合は、落札決定を取り消す。

(12) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とする。

(13) 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約（仮契約）を締結しないときは、その落札は無効とする。

(14) 契約の時期

本巢市議会の議決に付さなければならない建設工事は、落札後仮契約を行い市議会の議決を得たときに当該契約が成立するものとする。

(15) 談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の3及び刑法第198条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。

4 その他

- (1) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、本巢市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年訓令甲第19号）に基づき参加資格の停止となる。
- (2) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を対象工事の現場に配置すること。
- (4) その他詳細不明な点については、入札担当課に照会すること。

別表（圏域）

圏域名	岐阜圏域Ⅰ	岐阜圏域Ⅱ	西濃圏域
市郡名	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 羽島郡 本巣郡	岐阜市 羽島市 各務原市 山県市 瑞穂市 本巣市 羽島郡 本巣郡	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡